

平成 30 年 4 月 17 日

保護者の皆さま

岸和田市立大芝小学校
校長 鍛冶谷 新治

気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

1. 「特別警報」、「暴風警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前 7 時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ **臨時休業**
- ②午前 7 時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ **臨時休業**
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ **授業中止（授業の繰上げ等）**

※変更ポイント

従来は台風を直接の原因とする「暴風警報」「大雨警報」のいずれかが発令された場合、臨時休業となっていました。平成 30 年度からは、台風に関係なく「暴風警報」が発令された場合は臨時休業となり、「大雨警報」のみ発令された場合は、臨時休業とはなりません。

2. 「特別警報」、「暴風警報」以外の警報（大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報）が発令されている（発令された）場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ **（原則的に）平常対応**
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ **授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる**

給食の取り扱いについて

- ◇始業時間までに「特別警報」「暴風警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。
- ◇始業時間以降に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。